

記載例 ①

提出書類①

平成27年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

今年の年末調整を行う方は、扶養家族のいない方もこの申告書の提出が必要です

注意1・・・平成27年分扶養控除等申告書の提出が無いと、年末調整ができません

注意2・・・(103万を超え、141万円未満の収入のある配偶者については、
提出書類⑤給与所得者の配偶者特別控除申告書へ記入し配偶者特別控除のみを受ける事となります。

《27年中に扶養親族が減った方》

扶養親族の減った方は、申告書右の「異動月日及び事由」の欄へ氏名とその理由を記入して下さい。

例:H27年〇月〇日就職・離婚・死亡により除外 等

《27年中に扶養親族に追加のあった方》

申告書の対象となる扶養親族の「異動月日及び事由」の欄へ内容を記入して下さい。

例:H27年〇月〇日結婚・出生 等

提出書類②

収入のある配偶者・扶養親族について

本年分収入(見込み)のわかる書類(勤務先からの給与支払見込証明・年金振込額通知の写しなど)を提出して下さい。

提出書類③

本人および扶養親族のうち、障害者の方について

障害者手帳の写し・・・申告書にのり付けはしないで下さい。

朱肉で押印して下さい(シャチハタ不可)

平成27年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものである。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要がある。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができない。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

扶

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

所轄税務署長等 駒町 税務署長 板橋区 板橋区長

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇

給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3-1-1

(フリガナ) あなたの氏名 サトウカズオ 佐藤和夫

あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日 38年 3月 20日

あなたの配偶者 本人

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生である場合は、各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者	佐藤洋子	妻	41.11.7	東京都板橋区大山東町35-1	70,000円	
B 控除対象扶養親族(16歳以上(平成12年1月1日以後生))	1 守子	長男	6.2.4	北海道札幌市北区北31条西7丁目3-1	0	
	2 茂子	長女	11.3.30	東京都板橋区	0	
	3 隆雄	次男	12.5.8	東京都板橋区	300,000	
障害者	① 障害者	本人		左記の内容(この表の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」の3.に記載)に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている		

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成12年1月1日以前生)の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和21年1月1日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき → 「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき → 「その他」

年齢16歳未満(平成12年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

2〜5については、あなたが寡婦等に該当する場合に○を付けます。

左記の障害者等に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいいます。
○ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に)関する事項	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平成12年1月1日以後生)	1 佐藤 勝子	子	13.10.15	東京都板橋区大山東町35-1	0円	
	2					
	3					

○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている

記載例 ②

提出書類④

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

全社員が提出対象：年末調整を受けない方や、扶養家族のいない方も、この申告書は提出が必要です

来年1月以降の給与算定に使用する申告書です。

提出が無いと来年1月以降の給与に関し、正しい所得税の計算ができません。

朱肉で押印して下さい（シャチハタ不可）

平成28年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

扶

記載例にある個人番号欄は現段階は記入不要とします

記載例にある個人番号欄は現段階は記入不要とします

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成6年1月2日～平成10年1月1日生）の場合に○を付けます。

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です）。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上（昭和22年1月1日以前生）の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき→「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき→「その他」

年齢16歳未満（平成13年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

2～5については、あなたが寡婦等に該当する場合に○を付けます。

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名等を記載します。

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下）であるとき、所得は38万円以下になります。

この申告書は、あなたの給与について、国税庁の扶養控除等申告書と扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書に記入しない人も提出する必要があります。平成27年9月1日現在の所得税法関係法令の規定に基づいて作成してください。

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外扶養親族	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由
佐藤 洋子	妻	昭和42.11.1	〒1234 Kokuzei Street, ... USA	○	0	
佐藤 守	子	平成7.2.4	東京		0	
佐藤 茂	子	平成12.3.30	東京		0	
佐藤 隆雄	父	昭和13.5.8	東京		300,000	

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項 給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

※平成28年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書から、マイナンバーの記入が必要となり12桁の個人番号欄が設けられました。但し本年は別封筒（オレンジ色の封書）でお届けした『マイナンバー報告書』で、皆様のマイナンバーと身元の確認を実施いたします。

...よって今回は個人番号欄を記入する必要はありません。

記載例 ③

提出書類⑤

27年分 生命保険、損害保険等の保険料控除証明書 (領収書では不可です)

・・・申告書にのり付けはしないで下さい。

平成27年 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書

・・・申告書にのり付けはしないで下さい。

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書については、裏面《日本年金機構からのお知らせより抜粋》資料もご参照ください。

提出書類⑥

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

配偶者特別控除を受ける場合 (103万を超え141万円未満の収入のある配偶者) は、本年分収入 (見込み) のわかる書類

(勤務先からの給与支払見込証明・年金振込額通知の写しなど) を提出して下さい。

朱肉で押印して下さい
(シャチハタ不可)

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長 麹町 税務署長
給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇
給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3-1-1
(フリガナ) あなたの氏名 ワカニ タダシ 渡辺 正 京都杉

保・配特

あなたの本年の所得金額の見積もり欄は記入不要です

● 給与所得者の保険料控除申告書

保険会社等の名称	保険の種類	契約者の氏名	受取人の氏名	新旧区分	支払額の合計額	控除額の計算	
						控除額	控除後の金額
●●生命 ▲▲生命	養老	10年 渡辺 正	渡辺 弘美 妻	新旧 25,000円	25,000円	①	22,500円
						②	45,000円
●●生命	介護	10年 渡辺 正	渡辺 弘美 妻	新旧 80,000円	80,000円	①	40,000円
						②	40,000円
●●生命	年金	30年 渡辺 正	本人	新旧 90,000円	90,000円	①	40,000円
						②	27,500円

支払った保険料の新旧区分ごとの合計金額を記載してください。

控除後の金額を計算し、控除額を記載してください。

配偶者特別控除申告書

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額③(①-②)
給与所得	1,170,000円	650,000円	520,000円
事業所得	0円	0円	0円
雑所得	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額 (見積額)			520,000円

配偶者の合計所得金額が520,000円を超えて1,410,000円未満であり、ご自身が103,000円を超えて1,410,000円未満の収入があるため、配偶者特別控除を受けることができます。

配偶者特別控除額は260,000円です。

配偶者の合計所得金額 (①-②の合計額) **A 520,000円**

配偶者特別控除額の見込み表

A欄の金額	控除額
0円から300,000円まで	0円
300,000円から399,999円まで	30,000円
400,000円から499,999円まで	60,000円
500,000円から599,999円まで	90,000円
600,000円から699,999円まで	120,000円
700,000円から799,999円まで	150,000円
800,000円から899,999円まで	180,000円
900,000円から999,999円まで	210,000円
1,000,000円から1,099,999円まで	240,000円
1,100,000円から1,199,999円まで	260,000円
1,200,000円から1,299,999円まで	260,000円
1,300,000円から1,399,999円まで	260,000円
1,400,000円以上	260,000円

配偶者の合計所得金額が520,000円であり、控除額は260,000円になります。

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の氏名	あなたの本年中に支払った保険料の金額	控除後の金額
国民年金の保険料	〇〇〇〇〇〇株式会社	42,000円	42,000円
国民年金の保険料	〇〇〇〇〇〇株式会社	12,400円	12,400円
合計		54,400円	54,400円

地震保険料

地震保険の種類	保険料支払先の氏名	あなたの本年中に支払った保険料の金額	控除後の金額
地震保険料	〇〇〇〇〇〇株式会社	42,000円	42,000円
地震保険料	〇〇〇〇〇〇株式会社	12,400円	12,400円
合計		54,400円	54,400円

《日本年金機構からのお知らせより抜粋》

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

- ・ 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
- ・ 年末調整や確定申告で、国民年金保険料を申告するためにお使いください。
- ・ 平成27年10月30日に発送しています。（11月発行分）

平成27年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 11月発送用

料金後納郵便

税 民

大切に知らせ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告（年末調整・確定申告）する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管ください。

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名 様

住 所

平成27年中（1月1日から9月30日まで）に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 平成27年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

平成27年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
（ご参考）		
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 （②見込額がある場合に表示）	円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成27年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。

●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。

●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。

- ・他の年金制度（厚生年金保険等）に加入されている場合
- ・平成28年3月または平成29年3月までの保険料を前納されている場合
- ・保険料の未納期間がある場合 など

納付状況の内訳

年 月	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は平成27年中に納付された月を、「見」は平成27年中に納付が見込まれる月を示しています。

●11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

- 「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の預収証書を添付等して申告してください。
- 2年前納分の保険料を分割して控除することを希望される場合は、日本年金機構ホームページをご覧ください。『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』へお申し出ください。（添付参照）

お問い合わせ（平成27年11月2日から平成28年3月15日まで）

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル：0570-058-555
 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144をご利用ください。
 ※おかけ間違いにご注意ください。

実施期間

月曜日～金曜日 午前9：00～午後7：00
 第2土曜日 午前9：00～午後5：00
 ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。